

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、理事、監事及び評議員並びに評議員選任解任委員の報酬等に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 役員とは、理事、監事及び評議員並びに評議員選任解任委員と併せて役員等という。
- ② 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- ③ 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 役員等のうち法人業務を行う常務理事に対し、常務理事報酬として月額5万円を支給する。

- 2 役員等が、理事会及び評議員会並びに評議員選任解任委員会に出席した場合は、役員報酬として1回につき5千円（税別）を支給する。尚、理事長、副理事長及び常務理事には本項役員報酬は支給しない。
- 3 監事が監査のために来園した場合は、役員報酬として1回につき5千円（税別）を支給する。

(法人職員との併給)

第4条 法人職員と兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて前条第1項の役員報酬を支給する。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める役員等旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

(報酬の支払方法)

- 第6条 第3条第1項に規定する常務理事報酬は、職員給与に加えて、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことにより支給する。
- 2 第3条第2項及び同第3項に規定する役員報酬の支払方法は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金にて支給する。

(協議処理)

- 第7条 特別な場合で、この規程により処理できないときは、その都度協議して決定する。

(付則) この規程は令和5年6月8日より施行する。